

和歌山県公安委員会告示第59号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定による聴聞を実施するので、警備業法（昭和47年法律第117号）第50条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月27日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 聴聞の期日

令和7年9月9日（火）午前10時

2 聴聞の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 第7会議室

3 事案番号

警備業法第50条第1項に基づく聴聞 和公委第290号